

廃棄物処理施設等設置等承認申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

協議者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第27条第1項の規定により、廃棄物処理施設等の設置等をしたので、関係書類及び図面を添えて申請します。

廃棄物処理施設等の設置場所	
廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類	
着工予定年月日及び 使用開始予定年月日	年 月 日 年 月 日
廃棄物処理施設等の処理能力 （最終処分場にあつては埋立地の面積及び埋立容量、積替施設にあつては積替え及び保管を行う場所の面積並びに保管容量）	処 理 能 力 ..... $m^3/日$ ( $m^3/時間$ )
	$t/日$ ( $t/時間$ )
	埋立地面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	積替え場所面積 $m^2$ 保管場所面積 $m^2$ 保管容量 $m^3$
立地、構造等の設置に関する計画	(第 面のとおり)
維持管理等に関する計画	(第 面のとおり)

(第2面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設計画に関する書類</li><li>2 廃棄物処理施設等の立地に関する書類及び図面</li><li>3 廃棄物処理施設等の構造等に関する書類及び図面</li><li>4 廃棄物処理施設等の維持管理等に関する書類及び図面</li><li>5 廃棄物処理施設等における処理工程図（最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図）</li><li>6 周辺地域の生活環境の保全に関する書類及び図面（最終処分場にあつては、災害防止のための計画を含む。）</li><li>7 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。）</li><li>8 生活環境影響調査書（生活環境影響調査の結果を記載した書類をいう。）</li><li>9 事前協議終了通知の写し</li><li>10 協議者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。））</li><li>11 その他知事が必要と認める書類</li></ol>
----------	---

備考

- 1 廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。
- 2 廃棄物処理施設等の種類については、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、実証施設、汚染土壌処理施設又は汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、産業廃棄物の処理施設及び汚染土壌処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。
  - (1) 産業廃棄物の処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の別を記入すること。移動式の場合は、括弧書きすること。
  - (2) 汚染土壌処理施設 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。
- 3 処理する廃棄物等の種類については、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物あるいは汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物あるいは特定有害物質の種類と上限濃度等、具体的に記入すること。
- 4 当該申請書は正副2部及び申請書控えを1部提出すること。
- 5 当該申請書の提出先は、廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する県の事務所とし、管轄が複数にまたがる場合又は移動式である場合は、事前協議書を提出した県の事務所とする。

※事務処理欄

設置等承認申請書に添付する書類及び図面一覧表

	名 称	表 示 内 容	備 考
1	<b>施設計画に関する書類</b> (1) 施設計画に関する書類(別紙1) (2) 土地及び建物の明細書(別紙2) (3) 設置場所の土地及び建物の登記事項証明書(土地及び建物の所有権を取得していない場合に限る)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記情報提供制度を利用したものは、協議者が制度利用した旨を証明すること</li> <li>・現在事項証明書、登記事項要約書も可</li> </ul>
2	<b>廃棄物処理施設等の立地に関する書類及び図面</b> (1) 廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類(別紙3) (2) 周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測調査等に基づくものであること</li> </ul>
3	<b>廃棄物処理施設等の構造等に関する書類及び図面</b> (1) 廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類(別紙4) (2) 施設の配置図 (3) 施設の平面図 (4) 施設の立面図 (5) 施設の断面図 (6) 施設の構造図 (7) 設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施設の配置状況</li> <li>・縮尺</li> <li>・処理及び保管の能力並びに公害低減対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染土壌処理施設にあっては処理業省令第2条第2項第21号から第29号まで(埋立処理施設にあっては処理業省令第2条第2項第21号から第27号まで及び第29号)に規定する書類を含む</li> <li>・施設の構造を明らかにするものであること</li> </ul>
4	<b>廃棄物処理施設等の維持管理等に関する書類及び図面</b> (1) 廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類(別紙5) (2) 受入確認方法書 (3) 搬出確認方法書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状分析項目及び方法</li> <li>・性状分析項目及び方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セメント製造施設にあっては処理業省令第3条第4号に規定する書類を含む。</li> <li>・必要に応じ図面等も添付すること</li> </ul>
5	<b>廃棄物処理施設等における処理工程図</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の受入から搬出に至る過程のフローチャート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染土壌処理施設(埋立処理施設を除く)にあっては処理業省令第2条第2項第31号に規定する書類を含む</li> </ul>
6	<b>周辺地域の生活環境の保全に関する書類及び図面</b> (1) 生活環境保全対策計画書(別紙6) (2) 処理系統図 (3) 構造図 (4) 設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス、粉じん、排水及び悪臭の回収系統図</li> <li>・縮尺、湿潤区域、集じん区域、回収系統</li> <li>・縮尺</li> <li>・公害防止設備、回収系統設備の構造</li> <li>・公害防止設備、回収系統設備の選定にあたり参考としたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理に伴い生ずる排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の状況</li> </ul>

	名 称	表示内容	備 考
7	施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(別紙7)		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の融資証明等の添付不要</li> <li>汚染土壌処理施設にあっては処理業省令第2条第2項第30号に規定する書類を含む</li> </ul>
8	<b>生活環境影響調査書</b> ①設置しようとする廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物等の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設等を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの(以下「生活環境影響調査項目」という。) ②生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法 ③当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法 ④当該廃棄物処理施設等を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法 ⑤当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 ⑥大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 ⑦その他当該廃棄物処理施設等を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項		
9	事前協議終了通知の写し		
10	<b>協議者に関する書類</b> (三月以内に取得したもの) (1) 法人にあっては定款及び登記事項証明書(法務局の発行した履歴事項証明書に限る。) (2) 個人にあっては住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る)		<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の変更、登記未了事項は、議事録写しを原本証明し、提出すること</li> </ul>
11	その他知事が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画内容を明らかにするために必要な書類</li> </ul>

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

別紙記載上の留意点

※記載欄について、電子データにより作成する場合は、適宜拡大若しくは縮小、又は行の挿入若しくは削除を行って差し支えない。直接書き込む場合は、書ききらない事項を別葉として差し支えない。

※使用文字について、電子データにより作成する場合は、明朝系又はゴシック系フォントとし、原則 10pt 以上の文字を使用する。直接書き込む場合は、楷書体とすること。

(別紙1)

## 施設計画に関する書類

### I 設置等を行う施設の概要

#### 1 一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設及び汚染土壌処理施設であって最終処分場を除くもの

##### (1) 処理の概要

--

##### (2) 処理設備の概要、設置基数等

処理設備の名称	基数	メーカー・型式等	備考

##### (3) 処理能力、処理する廃棄物等の種類

施設の種類	処理能力	廃棄物等の種類	備考
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 日 [            ] 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 日 [            ] 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 日 [            ] 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 時間		
	[            ] m <sup>3</sup> ・t / 日 [            ] 時間		

##### (4) 上記施設に関する保管施設の面積・保管容量

処 理 前 保 管				処 理 後 保 管			
	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類		保管面積	保管容量	廃棄物等の種類
1	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		A	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
2	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		B	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
3	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		C	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
4	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		D	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
5	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		E	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	

2 産業廃棄物の積替施設及び汚染土壌の積替施設であるもの

(1) 積替場所の概要

積替場所の面積	積み替える廃棄物等の種類	
[                      ] m <sup>2</sup>		

(2) 保管場所の面積・容量

	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類		保管面積	保管容量	廃棄物等の種類
1	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		5	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
2	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		6	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
3	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		7	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
4	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>		8	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	

## II 操業計画の概要

### 1 施設の運営に関する計画

事業場の操業時間 (通常の勤務)	週 [ ] 日 操業 月 [ ] 日 操業	日 [ ] 時間 操業 [ ] 時～ [ ] 時				
施設等の稼働時間 (施設・車両の稼働)	週 [ ] 日 稼働 月 [ ] 日 稼働	日 [ ] 時間 稼働 [ ] 時～ [ ] 時				
廃棄物等の処理時間 (処理に要する時間)	週 [ ] 日 処理 月 [ ] 日 処理	日 [ ] 時間 処理 [ ] 時～ [ ] 時				
1 日の搬入及び搬出 の平均的な予定並び にその時間帯	【搬入】	[ ] m <sup>3</sup> ・t / 日 (搬入車両 [ ] 台 / 日) [ ] 時～ [ ] 時				
	【搬出】	[ ] m <sup>3</sup> ・t / 日 (搬出車両 [ ] 台 / 日) [ ] 時～ [ ] 時				
事業場に常勤する 従業員等の人数	役 員	使用人	事務員	作業員	その他	合 計
	人	人	人	人	人	人

### 2 処理後物の処理又は再利用状況 (積替施設の場合は処理を積替と読み替える)

処 理 前		処 理 後			
廃棄物等の種類	処理方法	処理後物の 種類 (名称)	発生量	処理又は再利用の 具体的な方法	処理又は再利用先の 具体的な名称及び所在地

### ○周辺整備計画 (道路の拡幅、敷地の緑化率など)

<input type="checkbox"/> 搬入路の新設、 <input type="checkbox"/> 既設道路の拡幅・待避場設置、 <input type="checkbox"/> 既設道路の舗装、 <input type="checkbox"/> 交通安全施設設置	
※敷地の緑化率	[ ] %、緑化面積 [ ] m <sup>2</sup> / 敷地面積 [ ] m <sup>2</sup>





(別紙3)

## 廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類

### 1 設置場所の立地基準適合状況 (該当する欄に○を入れる)

#### (1) 都市計画関係

都市計画区域	市街化区域	用途地域
都市計画区域外	市街化調整区域	

#### (2) 特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等の調査結果 (敷地境界から100m以内の存在)

重要文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物、登録記念物、伝統的建造物群保存地区 (文化財保護法)	特別緑地保全地区 (都市緑地法)
国立公園、国定公園 (自然公園法)、県立公園 (県条例)	生息地等保護区 (種の保存法)
風致地区 (都市計画法)	鳥獣保護区 (鳥獣保護法)
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 (自然環境保全法) 群馬県自然環境保全地域、緑地環境保全地域 (県条例)	景観計画区域、景観地区 (景観法)
いずれの地域等も存在しません	

#### (3) 特に静穏の配慮が必要な施設等の調査結果 (敷地境界から100m以内の存在)

学校、専修学校、各種学校 (学校教育法)	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム (老人福祉法)
児童自立生活援助事業を行う住居、小規模住居型児童養育事業を行う住居、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所支援施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業所 (児童福祉法)	母子福祉施設 (母子及び寡婦福祉法)
病院、入院施設を有する診療所、入所施設を有する助産所 (医療法)	公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校 (職業能力開発促進法)
公民館 (社会教育法)	介護老人保健施設 (介護保険法)
図書館 (図書館法)	サービス付高齢者向け住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)
救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設 (生活保護法)	障害福祉サービスを行う事業所 (自立訓練、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助に限る。)、障害者支援施設、福祉ホーム (障害者自立支援法)
博物館、博物館相当施設 (博物館法)	
婦人保護施設 (売春防止法)	いずれの施設等も存在しません

(4) 適正な配慮が必要な施設等の調査結果（敷地境界から20m以内の存在）

保健所（地域保健法）	検疫所（検疫法）
児童家庭支援センター（児童福祉法）	知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法）
入院施設を有しない診療所、入所施設を有しない助産所（医療法）	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター（老人福祉法）
身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法）	更生保護施設（更生保護事業法）
授産施設（生活保護法）	障害福祉サービスを行う事業所（(3)に掲げるものを除くもの）、地域活動支援センター（障害者自立支援法）
授産施設、隣保館等の施設（社会福祉法）	
	いずれの施設等も存在しません

(5) 災害防止等のために保全を図る必要のある区域等の調査結果（敷地境界から10m以内の存在）

砂防指定地（砂防法）	工業用水道施設専用の土地（工業用水道事業法）
市町村の消防水利施設（消防法）	宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
県又は水防管理団体の水防施設（水防法）	河川区域（河川法）
国、県又は土地改良区の用排水機、地下水源利用設備（土地改良法）	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地区（森林法）	土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
水道施設専用の土地（水道法）	気象等観測・通報施設の土地
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	国、地方公共団体、土地改良区が設置するため池、防風林等
公共下水道、流域下水道、都市下水路施設の専用の土地（下水道法）	
	いずれの区域等も存在しません

(6) 生活環境の保全を図る必要のある地域等の調査結果（設置場所が含まれないこと）

公共用地、土地利用計画のある土地	
農用地区域内の農地（農振法）	いずれの地域等も存在しません

2 設置場所周辺の住民の状況

50 m以内の世帯数	戸	敷地境界から	(世帯主)
300 m以内の世帯数	戸	最も近い世帯	m

3 設置場所周辺の住宅以外の建築物の状況（敷地境界から300 m以内）

建築物の名称	設置場所からのおおよその距離	建築物の名称	設置場所からのおおよその距離
	m		m
	m		m
	m		m

4 設置場所への主たる搬入経路（最寄りの国道又は県道から設置場所までの搬入経路の名称を記載）

--

5 設置場所からの排水先概要（設置場所から一級河川までの流路の名称を記載）

処理施設の排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
洗浄水等の排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
生活雑排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
敷地内の雨水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
敷地外の雨水	放流・地下浸透・無(回収含む)	

○放流又は地下浸透がある場合

6 設置場所周辺の水道水源の状況（おおむね5km以内、表流水の取水は下流側に限る。）

水道水源名（又は所在地）	設置者	取水方法	取水河川名	設置場所からのおおよその距離
				m
				m
				m

7 設置場所周辺の地下水及び湧水の状況（おおむね500m、湧水は下流側に限る。）

地下水及び湧水の利用状況	個人利用	戸	（うち飲用施設	戸）
	民間施設	施設	（うち飲用施設	施設）
	公共施設	施設	（うち飲用施設	施設）

8 放流予定地点の状況及び放流予定地点から500m以内の水利権者、水利用者の状況

放流地点の所在地	放流河川等名称	利用の形態	水利権者及び水利用者の名称又は氏名

9 設置場所内の法定外公共物等の状況

赤線・赤道・里道といわれるもの	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（おおよその面積	m <sup>2</sup> 、管理者	）
青線・水路といわれるもの	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（おおよその面積	m <sup>2</sup> 、管理者	）
無地番・未登記といわれるもの	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（おおよその面積	m <sup>2</sup> 、管理者	）

(別紙4)

廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な構造等	建屋の状況	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示場所	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	

施設・設備に関する構造 (法に定める基準)	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対する構造耐力上の安全性	
	処理能力に応じた廃棄物受入設備等	
	腐食防止の措置	
	設備の表示場所	
	処理に適した設備の概要	
	処理を管理する設備(計測機器)	
	性状分析の設備	
廃棄物等の管理場所	飛散・流出防止設備等	
	床・地盤面の構造	
	区画及び仕切り	
	保管場所の設備	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備	
公害防止設備	集じん・湿潤設備	
	悪臭回収・脱臭設備	
	騒音防止設備	
	振動防止設備	
	排水処理施設の構造	
	地下浸透防止の構造	
安全設備	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の設備	
	感染予防・消毒設備	

※続紙は、施設ごとに作成すること。

- ※設置許可を要しない施設にあっても、許可を要する同種の施設に準じた項目を記載すること。
- ※汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第21号から第29号まで（埋立処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第21号から第27号まで及び第29号）に規定する書類を含むこと。

(別紙5)

廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な維持管理等	建屋の出入り口	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	



施設・設備に関する維持管理等 (法に定める基準)	機能点検の概要	
	廃棄物受入量の管理	
	害虫の防除	
	設備の表示	
	処理に適した設備の点検・保守方法	
	処理を管理する設備(計測機器)の点検・検定	
	性状分析の設備の点検・検定	
廃棄物等の管理方法	飛散・流出防止の措置	
	床・地盤面の点検	
	区画及び仕切りの点検	
	保管場所の点検・清掃	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備の点検・清掃	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備の点検	
公害防止措置	粉じん測定の方法	
	臭気測定の方法	
	騒音測定の方法	
	振動測定の方法	
	水質測定の方法	
	地下浸透防止の管理	
安全確保	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の措置	
	感染予防・消毒措置	

※施設ごとに作成すること。

※設置許可を要しない施設にあっても、同種の許可を要する施設に準じた項目を記載すること。

※セメント製造施設にあつては処理業省令第3条第4号に規定する書類を含むこと。

(別紙6)

生活環境保全対策計画書

	周辺生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目	発生源	具体的な対策方法
大気汚染			
水質汚濁			
騒音			
振動			
悪臭			
地下水その他			

(別紙7)

施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

用地費	
造成費	
建物費	
工作物費	
機械装置費	
重機備品費	
その他	
計	

(2) 施設の維持管理に要する年間費用

保守管理費	
電気代、水道代、燃料費等	
人件費	
その他	
計	

(3) 資金の調達方法

自己資金	
制度融資	
金融機関借入	
その他	
計	

※用地費は、権利登記等の抹消費用も含めること。最終処分場にあつては、所有権又は使用する権原を登記するための費用を含めること。

※施設の維持管理に要する年間費用は、運営初年度分を計上すること。

※資金の調達方法は、(1)と(2)の合計額とすること。

※金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

※汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。